

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに  
あたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益  
に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の  
事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人  
のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岡山県早島町長

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	・国民年金法に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告 等) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務 ②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務 ③裁定請求事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供等の進達
③システムの名称	国民年金システム、宛名統合管理システム、中間サーバー、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 46項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 町民課
②所属長の役職名	住民福祉部 町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早島町 企画総務部 総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早島町 企画総務部 総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紙媒体を用いる業務については、受付・発送等の各工程においてチェックリストを活用し、複数職員による確認をしている。また、書類は施錠保管し、管理簿はエクセルファイルにパスワードを施し、安易に開けないようにして管理している。さらに、内部監査において定期的に運用状況を点検し、指摘事項については是正措置を講じる体制を整備しており、人為的ミスの未然防止及び再発防止が図られている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。業務に必要な範囲を超える情報が取得できないよう、システム上で項目単位の制御を行うとともに、職務分掌に応じた最小限のアクセス権限を設定している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	新様式への変更			事前	
令和3年8月6日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和8年3月25日	個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 31項	番号法第9条第1項 別表 46項	事後	法令改正による
令和8年3月25日	情報提供ネットワークシステム における情報連携	実施する	実施しない	事後	連携がないため
令和8年3月25日	情報提供ネットワークシステム における情報連携	号法第19条第8号、別表第2 項番47、48、 49、50	削除	事後	連携がないため
令和8年3月25日	I-5 ①部署	町民課	住民福祉部 町民課	事後	令和7年4月からの機構改革 による変更
令和8年3月25日	I-5 ②所属長の役職名	町民課長	住民福祉部 町民課長	事後	令和7年4月からの機構改革 による変更
令和8年3月25日	I-7 請求先	早島町 総務課	早島町 企画総務部 総務課	事後	令和7年4月からの構造改革 による変更
令和8年3月25日	I-8 連絡先	早島町 総務課	早島町 企画総務部 総務課	事後	令和7年4月からの構造改革 による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	IV-8.人手を介在させる作業		<p>十分である</p> <p>紙媒体を用いる業務については、受付・発送等の各工程においてチェックリストを活用し、複数職員による確認をしている。また、書類は施錠保管し、管理簿はエクセルファイルにパスワードを施し、安易に開けないようにして管理している。さらに、内部監査において定期的に運用状況を点検し、指摘事項については是正措置を講じる体制を整備しており、人為的ミスの未然防止及び再発防止が図られている。</p>	事後	評価シートの様式変更による
令和8年3月25日	V-11最も優先度が高いと考えられる対策		<p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。</p> <p>業務に必要な範囲を超える情報が取得できないよう、システム上で項目単位の制御を行うとともに、職務分掌に応じた最小限のアクセス権限を設定している。</p>	事後	評価シートの様式変更による
令和8年3月25日	I-1-③システムの名称		社会保険オンラインシステム	事前	年金機構からの新規貸与による
令和8年3月25日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日	令和8年1月31日	事後	再確認を行った日
令和8年3月25日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日	令和8年1月31日	事後	再確認を行った日